

今年、2010年4月

事務所ホームページにて  
「改正労基法が中小企業に及ぼす影響」  
について動画配信中。

# 「労働基準法」が改正されました。

社長： 労働基準法の改正が、中小企業にも何か影響があるって聞いたんだけど、今回の改正は、中小企業にはほとんど関係ないんじゃないの？

社労士： はい、中小企業には、直接的な適用は猶予されます。しかし、ニュース報道等により従業員への権利意識が急激に高まる事になり、**実質的に、中小企業にも影響を及ぼすことになると考えられます。**

社長： じゃあ、従業員の権利意識が高まると、中小企業にどんな問題が起こるんですか？…

## 【改正の概要】 法定割増賃金(残業代)の引上げを実施

### 【月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の引上げ】

- 1ヶ月60時間を超える時間外労働に対しては、使用者は**50%以上**の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。
- 仮に、1ヶ月60時間を超えて深夜労働させた場合には、「深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=**75%**」となります。



※ただし、中小企業については、当分の間(3年間)、適用を猶予することとされています。

しかし

## 【ここが重要】 平成22年4月の労基法改正が、中小企業にも及ぼす影響とは？

### 【多くの企業が一番恐れているのは、従業員の権利者意識が急激に高まることです】

＜今後、急激に増加が予想される事例＞

全従業員8人の小規模企業〇〇会社では、職人気質の社長が「**残業代なんか払っていたら、会社がつぶれてしまうよ。**」と従業員に対して常日頃から話しており、残業代がまったく支払われない状態が続いていました。

そんなある日、入社して2年しか経っていない**若手従業員Aさん**から「思っていた仕事と違った」という理由で退職願が提出されました。社長は面白くありませんでしたが、自己都合退職ということで、Aさんとの雇用契約を終了しました。

退職から1週間後、Aさんから**未払い残業代を計算した内容証明**が社長宛に送られてきたのでした。社長はどうしたら良いものか困り果ててしまいました…。

— <<退職したAさんから請求される  
未払い残業代は最大いくらか？>> —

—前提—

- ・ Aさんの基本給： 20万円
- ・ 所定労働時間： 40時間/週
- ・ 残業時間： 2時間/日



Aさん1人から請求される  
残業代等の最大合計額

- ・ **150万円** (残業代2年分 … ※①参照)
- +
- ・ **150万円** (裁判所命令 … ※②参照)

⇒ **最大約 300万円**



# 【計算根拠】 最大約300万円となる内訳とは(Aさんのケース)

## 【※① 残業代2年分(150万円)の計算根拠とは】

- <1ヶ月の平均所定労働時間>  
40時間 × 52週(年間) ÷ 12ヵ月 ≒ **173.3時間**
- <時間単価>  
20万円 ÷ 173.3時間 ≒ **1,154円**
- <1年間の残業時間>  
10時間(週) × 52週(年間) = **520時間**
- <2年間の残業代>  
1,154円 × 520時間 × 1.25 × **2年** ≒ **150万円**

## 【※② 裁判所命令(150万円)とは】

割増賃金等の未払いがあり、裁判となった場合、使用者は、労働者の請求により、未払い金のほか、**罰則として裁判所より未払い金と同額の付加金**の支払い(労基法114条)を命じられる可能性があります。(※注意:弁護士等の**高額な裁判費用**は含まれません。)

労働者の賃金債権は、**最大2年間**、有効となります(労基法115条)。

(※注意:「残業代等の賃金支払い義務について、企業規模は一切関係ありません。」)

平成22年4月の**労働基準法の改正**が、**中小企業に及ぼす影響**をご理解頂けましたでしょうか。  
 中小企業といえども、労務管理の重要性を**無視できない**時代になりつつあります。  
**労務トラブルの対応策**に関心のある経営者様は、**労働法の専門家である当事務所へ**、お気軽にご相談ください。



# 【DM特典】 ご相談のお申込みされた経営者様への2大特典

- ① **当事務所所長本人が御社へ訪問し、無料相談をお受けいたします。(1~1.5時間程度)**  
⇒現在、**問題社員への対応・労使トラブル・労基署対応**等、労務管理のお悩み何でもお気軽にご相談ください。
  - ② **「改正労働基準法のあらまし」冊子(全47ページ)を無料進呈いたします。**  
⇒平成22年4月の改正労働基準法について、その趣旨や詳しい内容を解説しています。
- ※ **初回訪問に関して、御社に契約の義務や負担は一切ございません。**

## お問い合わせはこちら

- まずは、お気軽に…
- ①**貴社名**、②**所在地**、③**TEL**
  - ④**担当者様氏名**をお知らせ下さい。
- (※**当事務所所長がお伺いいたします。**)



事務所ホームページにて  
**「改正労基法が中小企業に及ぼす影響」**  
 について**動画配信中**。

**Tel:042-595-6482**

**URL:http://www.sr-suzuki-office.net**

**Fax:042-595-6483**

**Mail:info@sr-suzuki-office.com**



代表 鈴木健市

この不景気により、**退職者が新しい働き口を見つけられず、生活資金に困り**、多額となる未払い残業代を請求してくるケースが増えております。

労働法の専門家が適切な解決策をご提案いたします。

## 社会保険労務士 鈴木健市事務所

(東京都社会保険労務士会所属 登録No.13080572)  
 〒190-0022  
 東京都立川市錦町1-16-2-403  
 Tel:042-595-6482 / Fax:042-595-6483  
 E-mail:[info@sr-suzuki-office.com](mailto:info@sr-suzuki-office.com)  
 ホームページ:<http://www.sr-suzuki-office.net>



お問合せは、電話・メール・ファックスにて受け付けております。

鈴木健市事務所 検索